

全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会規約

(名称) 第1条

本会は、全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会（以下、本会協議会という。）と称する。

(目的) 第2条

本協議会は、歴史的建造物の保全・活用に携わる専門家（「ヘリテージマネージャー」）で構成する地域ネットワークが全国的に連携し、ヘリテージマネージャーに関する情報交流、普及等を行うことにより、ヘリテージマネージャー活動の発展と歴史的建造物の保全・活用の促進に資することを目的とする。

(事業) 第3条

本協議会は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ヘリテージマネージャーに関する調査研究・広報
- (2) 地域ネットワークに関する情報収集と提供
- (3) 災害時における広域的なネットワーク構築の支援
- (4) 歴史的建造物の保全・活用に関する政策提言
- (5) メーリングリストによる情報交流
- (6) ヘリテージマネージャー全国大会の開催
- (7) その他、本協議会の目的を達成するために必要なこと

(会員) 第4条

- 1 本協議会の正会員は、ヘリテージマネージャーの地域ネットワーク、建築士会（連合会・各県単位士会）及び趣旨に賛同する公益団体・個人とする。
- 2 本協議会の賛助会員は、本協議会の趣旨に賛同する歴史的建築物や町並の保存活用に取り組む団体とする。
- 3 入会しようとする者は、入会申込書により申込をし、運営委員会の承認を受けなければならない。
- 4 個人会員、団体会員及び賛助会員の要件については、別に定める。

(運営委員会) 第5条

- 1 本協議会を運営するため、運営委員会を設置し、以下の運営委員を置く。
委員長 1名、副委員長 3名、運営委員 若干名
- 2 運営委員は会員の互選により選任する。
- 3 委員長、副委員長は、運営委員の互選により運営委員の中から選出する。
- 4 運営委員の合意により相談役を選任することができる。
- 5 運営委員及び相談役の任期は、2年とする。ただし、再任をさまたげない。

(運営委員の任務) 第6条

- 1 委員長は、運営委員会を統括する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったときは、その職務を代行する。
- 3 運営委員は、運営委員会の議決に基づき、本協議会の業務を執行する。
- 4 相談役は、運営委員の求めに応じて運営委員会に対して助言を行う。
- 5 運営委員の要件については、別に定める

(代表) 第7条

運営委員会は、本協議会の代表を指名することができる。

(アドバイザー会議) 第8条

- 1 運営委員会は、アドバイザー会議を設置することができる。
- 2 アドバイザー会議は、代表、運営委員長、運営副委員長、行政、学識経験者等により構成し、本協議会の中長期的な方向性を検討する。
- 3 アドバイザー会議は、代表が招集する。

(会議) 第9条

本協議会における会議は以下の会議とする。

- (1) 総会 本協議会の活動方針を会員に確認するため、年1回の定例会として開催する。
- (2) 部会 本協議会に必要なに応じて部会を設置することができる。

(事務局) 第10条

事務局は、公益社団法人日本建築士会連合会に置く。

(経費の支弁) 第11条

- 1 本協議会の経費は、有志の寄付金その他により支弁する。
- 2 事業の内容によっては、別途にその収支予算を組むことができる。

(会計年度) 第12条

本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(ネット環境の活用) 第13条

本協議会の運営に当たっては、各種通知、連絡などについては、できる限り電子メールを通じて行うこととする。

(規約の改定) 第14条

本規約は、運営委員会の議決を経て改訂することができる。

(委任) 第 15 条

この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関する必要事項は、運営委員会の議決を経て、委員長が別に定める。

(附則)

本規約は、平成 24 年 10 月 19 日から施行する。

本規約は、令和元年 9 月 20 日から施行する。

本規約は、令和 3 年 9 月 15 日から施行する。

本規約は、令和 6 年 10 月 24 日から施行する。

別に定める内容

第 4 条関連

正会員：公益団体＝ヘリテージマネージャーの育成及びネットワーク形成を行っている団体

歴史的建築物や町並の保存活用に関して広域な活動を行っている団体

※日本建築士会連合会、各都道府県建築士会はこれに含まれる

正会員：個人＝本会の主旨に賛同する学識経験者で、

日本建築学会において文化財ドクター派遣事業に関係しているもの

各地のヘリテージマネージャーの育成及びネットワーク形成に貢献しているもので、

正会員である公益団体から推薦のあったもの

賛助会員：日本建築士会連合会又は各都道府県建築士会の賛助会員である団体。

正会員・賛助会員は、全国 HMNW協議会総会および大会への参加や会員への資料類の配布が可能

第 6 条関連

運営委員（委員長、副委員長、顧問を含む）は、会員（団体の場合はその構成員）から選出する

運営委員は、下記により構成される

各ブロック（北海道、東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄）において選出された各 1～2 名。

日本建築学会（建築歴史・意匠委員会）、日本建築家協会（保存再生会議）から選出された各 1 名

日本建築士会連合会の歴史まちづくり部会長（運営委員長又は副委員長を務める）